

い社会へ…



子どもたちの笑顔を守るのは、大人の役目です。

児童虐待って何？

よく「しつけと虐待はどう違うの」、「どの程度から虐待なの」という質問を受けます。これらに対する明快な答えはありません。なぜなら、虐待かどうかを判断するのは子どもだからです。心身を傷つける行為、成長・発達を損なう行為、大人の子どもの不適切なかわりは、広い意味で虐待といえます。

以下に例示するのは、代表的な虐待の種類です。これら以外でも、子どもが虐待だと感じるものが虐待となります。子どもの視点に立つて考え、虐待のサインに早く気付くことが大切です。

■身体的虐待

- 殴る、けるなどの暴力
- タバコの火などを押し付ける
- 拘束する
- 戸外に長時間しめ出すなど

■性的虐待

- 性的いたずら
- 性的行為の強要
- 性器や性交を見せる
- ポルノグラフィの被写体などを子どもに強要する

■心理的虐待

- 無視、拒否的な態度
 - 大きな声で怒鳴る
 - 言葉で脅迫する
 - 兄弟間での極端な差別扱い
 - 子どもの前で配偶者に暴力を振るう
- **ネグレクト(養育の拒否または怠慢)**
- 適切な衣食住の世話をせず放置する

- 病気なのに医師に診せない
- 乳幼児を家に残したまま外出する
- 乳幼児を車の中に放置する
- 家に閉じ込める(学校などに行かせない)

児童虐待防止へ向け…関係機関の密接な連携体制がスタート

児童虐待の相談件数は、年々、増加傾向にあります。こうした状況の中、児童虐待を未然に防ぐため、または、早期に発見するために、迅速で適切な対策を行っていかねければなりません。日光市では、1月25日に「日光市要保護児童対策地域協議会」を設置しました。

この協議会は、児童福祉や保健医療などの各種関係機関によって構成されています。関係機関が互いに情報を交換することで、児童虐待の早期発見・未然防止に取り組みます。構成員には守秘義務が課されており、密接な連携と、迅速な情報交換が可能です。

協議会の主な業務内容

- ① 要保護児童(虐待を受けている、またはその恐れがあり、保護を必要とする児童)を適切に保護するための情報交換
- ② 要保護児童とその保護者に対する支援内容に関する協議
- ③ ②の結果を受けた総合的な対策、個々の事例への綿密な対策の実施
- ④ 児童虐待や要保護児童対策についての意識啓発